

令和7年度 第1回 幸田町国民健康保険運営協議会 会議録

令和7年8月26日（火）午後1時30分、幸田町長がこの協議会を幸田町役場3階301会議室に招集した。

1 出席した委員

本田 一恵 天野 広子 安藤 まゆみ 金子 佳史 榊原 泰二
鈴木 康司 近藤 弘 稲吉 優 中村 亨

2 欠席した委員

稻吉 里美

3 出席職員

町長 成瀬 敦
健康福祉部長 谷川 啓 健康福祉部次長兼保険医療課長 近藤 伸繁
保険医療課 主査 高井 千尋 保健師 吉田 有伽

4 会議内容

(1) 報告事項

- ア 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計決算について
- イ 令和7年度国民健康保険税の課税状況について
- ウ 国民健康保険財政健全化について
- エ 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- オ 令和6年度保健事業の実施状況について

(2) その他

5 会議の経過等

保険医療課長 本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまから、令和7年度第1回幸田町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。まず初めに、本協議会会長の天野広子様にご挨拶をお願いします。

会長 皆様、こんにちは。本運営協議会の会長を務めさせていただいております天野広子と申します。円滑な議事進行を心がけてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

この協議会は、幸田町国民健康保険の運営に関する重要事項を町長からの諮問に応じて審議する会であります。制度や会計は仕組みが大変複雑で、なかなか難しい部分もありますが、この協議会に課せられ

た役割は大きなものです。

本日は報告事項5件が用意されています。短い時間ではございますが、慎重審議にご協力を願いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

保険医療課長 ありがとうございました。続きまして、成瀬町長からご挨拶を申し上げます。

町長 皆様、こんにちは。大変暑い中、また公私ともにお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本当に暑い中で、皆様方いろいろな作業や日常の暮らしも10年前と比べて大きく変わっているように思います。

また、コロナを耐えてきたわけですが、今のこの暑さが継続的に続くということで、異常気象も続いております。皆様には体調に十分ご留意いただきたいと思っております。私自身も年を取るたびに、つまずきやすいと感じることがあり、役場の管理職員でも階段で顔を打った、出血したということがあります。50代以上の管理職にはこうした例が本当に多いです。老化を実感するところがあります。

今回、諮問はありませんが、皆様に報告事項として決算や課税の状況などをお知らせします。国保の運営そのものは重要な課題であり、県でも保険料の水準化という新しいテーマに向けて動きつつあります。国保加入者それぞれの立場、無収入の方、高齢の方、農業を営む方、さまざまな自営業の方があり、こうした方々だけで独自運営をするのが本来ですが、医療費が高くかかり、適切な治療を受けなければ運営上もさまざまな負担を伴います。そのため、国保財政が立ち行かなくなつた際には、一般会計から法定外繰入という形で資金を繰り入れることで一定の運営を保っているわけです。

しかし、一般会計からの赤字補填が増えるのは好ましくないということで、一定の法定外繰入の水準を保っております。これまで幸田町は他市町と違い、なるべく値上げをしないように我慢してきましたが、今後はいよいよ大幅な国保税の引き上げを検討せざるを得ない状況となりました。そうなれば様々な苦情や「困る」とのご意見が必ず寄せられます。少しづつ上げる市町もありますが、幸田町はかつて上げることを躊躇してきた町ではありますが、法定外繰入を減らすためにも国保税の引き上げを検討しているところです。

これにつきましては後日、諮問させていただくことになりますが、県の動きや幸田町独自の立場を踏まえ、今日の議題の中でも皆様からさまざまな立場でご意見をいただきながら、健全な国保運営に努めてまいりたいということです。慎重審議をよろしくお願ひ申し上げまして、私からのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

します。

保険医療課長 ありがとうございます。町長はこの後公務がありますので、ここで退席いたします。

続きまして、今回、4月1日付で新たに委員にご就任いただきました方についてご報告します。お手元資料の1ページの委員名簿をご覧ください。公益を代表する委員として片岡数子様が退任され、後任として安藤まゆみ様にご就任いただきました。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の委員の欠席については、稻吉里美様からご連絡をいたしております。

続きまして、保険医療課事務局の自己紹介をいたします。

健康福祉部長 この4月から健康福祉部長となりました谷川啓と申します。国保税については皆様と一緒に勉強し、町長がおっしゃるとおり痛みを伴うかもしれません、新しい国保税を作り、長期的に健全な運営ができるよう努めてまいります。ご協力をお願いいたします。

高井主査 4月に着任し、保険医療課で賦課を担当しております高井と申します。まだ勉強しながらの業務ですが、皆様のご意見をいただきながら、よりよい国保税運営ができればと思っております。よろしくお願ひいたします。

吉田保健師 保健事業を担当しております吉田と申します。4年目になりますので、何度かお目にかかった方もいらっしゃるかと思います。今年度もよろしくお願ひいたします。

保健医療課長 最後に私ですが、保険医療課長の近藤と申します。私もこの4月に着任いたしました。今後、勉強しながら国保税の維持や発展などをしっかりと検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

なお、本会議の議事録はホームページ等に掲載する予定です。議事録作成のため、会議中の発言はICレコーダーで録音いたしますので、委員の皆様はご了承ください。

それでは議事に入らせていただきます。運営協議会規則第9条の規定により、議長は会長にお願いいたします。

議長 それでは、座って失礼いたします。まず委員の出席状況を確認します。事務局より委員の出席状況を求めます。

高井主査 ただいまの出席委員は9名ですので、運営協議会規則第8条の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

議長 本協議会が成立していることを確認しました。

議事に入る前に、会議録署名委員を指名いたします。運営協議会規則第11条の規定により、会議録署名者は会長のほか委員1名となつ

ております。慣例により、今回は被保険者を代表するA委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

「報告事項(1) 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計決算について」事務局から説明をお願いします。

高井主査 (資料4～5ページにより説明)

説明は終わりました。何かご質問はございませんか。いかがでしようか。なかなか難しい部分もありますが、ご質問はないでしょうか。

A委員 決算額・基金残高の推移のところ、もう少しゆっくり説明していただけですか。

高井主査 はい。繰り返しになりますが説明させていただきます。5ページの一番下「決算額・基金残高の推移」をご覧ください。

令和6年度は歳入総額31億9,081万2,000円、歳出総額31億8,318万6,000円で、歳入歳出の差引残額は762万6,000円です。これが次年度の繰越額として令和7年度に繰り越されます。

その隣に記載の基金からの繰入金1億7,579万5,000円を繰り入れ、基金への積立金6,115万5,000円を積み立て、最終的に基金残高は2億9,180万1,000円となっています。

令和5年度末の基金残高は4億644万1,000円、6年度末が2億9,180万1,000円、その後令和7年度末は1億4,309万9,000円と、基金が少しずつ目減りしていく様子をご覧いただければと思います。

健康福祉部長 基金はいわゆる貯金でございます。私も4月から勉強しておりますが、「貯金がどんどん減っている」というのが一番のポイントだと考えています。

B委員 今の説明に関連してお伺いします。基金からの繰入金1億7,579万5,000円は、4ページ目の財政調整基金繰入金ということでよろしいですか。この金額はどのように決めているのですか。基準があるのでしょうか。

議長 事務局お願いします。

保険医療課長 はい。3月補正の段階で収支のバランスをみて、基金から必要な分だけを繰り入れるという方法をとっています。実質的ないわゆる赤字補填の役割、不足分を基金から繰り入れていると状況です。

B委員 会計上の操作といいますか、手法の一つだと思うのですが、歳出として6,100万円を回していますが、取り崩す額と積み立てる額にバランスがあるのか、それとも最終的に決算を出した時に、余剰金を積み立てている感覚なのか。

- 保険医療課長 そのとおりでございます。最終的に決算上余剰となつた分を積み立てています。
- 議長 B委員、A委員、よろしいでしょうか。
- B委員 はい。ありがとうございます。
- 議長 では、他に御質問等はありますか。
- C委員 よろしいですか。
- 議長 では、C委員
- C委員 すみません。最終的な歳入と歳出の関係について伺います。歳入の「国庫支出金」の中に「社会保障・税番号制度システム整備等補助金」がありますが、歳出ではどこに関わってくるのでしょうか。
- 高井主査 はい。こちらは総務費の一般管理費に含まれています。マイナンバーカードと保険証の一体化に関するシステム改修に使用したものです。
- C委員 総務費の中の一般管理費ですね。わかりました。ありがとうございます。
- 議長 他にご質問はよろしいでしょうか。ないようですので、次の議題に進めます。
- 続きまして、「報告事項(2) 令和7年度国民健康保険税の課税状況について」事務局から説明をお願いします。
- 高井主査 (資料6～7ページにより説明)
- 議長 事務局からの説明は終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。
- D委員 単純に最後の5のところですが、1人当たりの国民健康保険税が若干上がっているにもかかわらず、決算としては補填をたくさん入れなければならぬ状況になっています。これは支出がどうしても多くなっているということですか。
- 議長 事務局お願いします。
- 高井主査 はい。国民健康保険税については平成30年度から改正されておらず、所得割額は収入に応じてパーセンテージをかけて算出しています。均等割は1人当たり、平等割は1世帯当たりにかかるべきです。均等割と平等割は被保険者数が減れば減っていくのです。所得割額は昨年度よりも多くなっており、物価上昇もありますが、所得が増えていることにより、結果として1人当たりの税額が増加しているという状況です。
- D委員 はい、ありがとうございます。
- 議長 他にご質問はいかがでしょうか。ないようですので、次に進みます。
- 続きまして、「報告事項(3) 国民健康保険財政健全化について」事務局から説明をお願いします。
- 保険医療課長 (資料8～11ページにより説明)

- 議長 説明は終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。基礎資料も丁寧に示していただき、段階的に引き上げざるを得ないという内容の説明でした。
- D委員 内容は理解しました。ただ、必要だから引き上げるというのは仕方がないにしても、健康志向をもう少し増やすための施策がもしあれば、乖離が減るのではないかと思います。こうした施策を進めていただければと考えます。
- 保険医療課長 ご意見ありがとうございます。まさしくそのとおりであり、保険税の引き上げに伴い、滞納整理や保健事業の強化を進める必要があります。
- 令和6年度末で滞納額は約1億1,800万円あり、確実な財源といえるため、滞納整理をきちんと対応します。また、健康志向の推進により医療費や県への納付金を下げることが可能となります。そのため、保健事業の強化、特定健診や特定保健指導の見直しなど、県への納付金の減少につながるような取り組みを実施してまいります。
- さしあたり、コロナ禍以降、保健センター1カ所で実施している特定健診、住民健診を、昔のような20か所、公民館や老人憩の家等で実施していたと聞いているが、バリアフリーではない、空調がないなど、環境があまりよくないため、拠点施設、例えば町民会館や中央公民館で実施する新たな地区巡回を考えております。高齢者の方の移動手段もしっかりと確保し、8年度以降、保健事業の充実も検討してまいります。
- 議長 報告事項(5)にも関連しますね。他にご質問はありますか。
- C委員 はい。保険料率を引き上げる必要性について少しは理解しましたが、大きな数字が多くわかりづらかった。実際に今の保険税の平均額と、今わかる範囲で、17年に移行したときにいくらになるのか、本来の県が示すあるべき税率により算出された金額の差はどれくらいになるのか。
- もし私が保険料を納めなければならなくなったらと仮定すると、今後どの程度引き上げられるのか、最終的にどれだけ負担が増えるのかわかるとよいと思う。支払う側は、細かい数値よりも「最終的にいくら増えるのか」が最大の関心事であり、その理由が国や県の方針に基づくものであり、幸田町単独ではなく、愛知県統一のため、最終的には愛知県全体で健康志向していくかなければならないというところまで発展していくような話になると思う。
- 話が大きくなつたが、実際にどのように、どれだけ金額が上がるかわかればよいと思う。
- 保険医療課長 本日の会議では、報告事項として、幸田町の現状と国、県の指導内

容の説明となり、現時点では、具体的な計算はしていません。というのは、7月に今年度の課税をしたところで、この状況で算出しても、所得の上振れ、加入者数の減少等、どのように動くかわからない状況にあるためです。近隣市町への聞き取りでも、1人当たりの税額を9～9.5パーセント上げたいと計算したが、実際に課税する段階では、7パーセントしか上がらなかつたということもあったということです。次回から参考となる数値とモデルケース(例えば4人家族の場合など)を示し、段階的にどう上がるのかスケジュールとともにお示ししたいと考えております。次回以降にご提示しますのでよろしくお願ひします。

C委員

ありがとうございます。

議長

ありがとうございます。では、B委員、お願ひします。

B委員

2点お伺いします。

まず、保険税率改定の目的は一般会計からの繰入金の減額だと思いますが、この繰入金の限度はどの程度だと考えていらっしゃいますか。例えば、0にすることを目標としているのか、ある一定の率や額を目標としているのか伺いたいです。

もう一つは財政調整基金の残高についてです。財政調整基金の動向について、貯金が目減りしたと話がありましたが、ここ数年で大きく変動しています。残高が減った分を税率引き上げにより充当したいということだと思いますが、基金の残高の目安はあるのでしょうか。

議長

事務局お願ひします。

保険医療課長

まず繰入金についてですが、基礎資料2の表をご覧ください。法定の部分は従来どおり可能ですが、問題は法定外繰入です。

町の裁量で繰り入れている「その他一般会計繰入金」の1億1,800万円の中には、住所地特例、例えば幸田町の方が町外、県外の特別養護老人ホーム等に行った場合に、その施設のある市町村がその方の国保や後期高齢をみると、その施設のある市町村が大変なため、幸田町がその方の費用を負担するという特例があるが、その制度ができる前に、幸田町の医療機関にずっと入院されている方の費用や、特定健診・福祉医療など国基準を超える住民サービスの費用が含まれています。これは幸田町だけではなく他の自治体も行っており、今後の国や県の指導で支出の仕方については不明ですが、今後も残ると考えています。

一方で、一番問題なのが、財政調整基金繰入金です。幸田町は毎年一般会計6,000万円を特別会計に一度入れ、先程の1億1,800万円やその他の金額と併せ、基金に置きます。そして、年度末に必要となった際に、基金から特別会計に順次繰り入れるという基金の繰

入金という方式をとっています。直接赤字補填することはしてはいけないため、令和2年度からこのやり方に替えたという経緯がありますが、この1億7,800万円がいつまでも続かないため、引き上げを進める必要があります。ただ、国の言うところの法定外繰入については、本当に0にしろと言っているのか、今後また変わってくるのか、見通しがないため、今後の動向をよくみて検討していきたいと思っております。

次に基金の残高ですが、かつては基金を多く保有することで補助金が有利になる時代もありました。しかし、平成30年以降はそうした制度がなく、基金がなくても運営は可能です。ただし、高度医療が必要な方や難しい病気で多くのお金がかかる方など、突発的な事由に備え、一部お金を確保しておく必要があると考えます。何かは失念してしまいましたが、何かの5パーセントという目安があり、その時の計算では、1億円でした。保険給付費には、国の交付金があるため、基金自体はなくても運営できるということがわかっておりますが、1億円程は確保しておくのが適当と考えています。他自治体の状況を参考に検討してまいります。

議長 他にご質問はありますか。ないようですので、次に進みます。

「報告事項(4) 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

高井主査 (資料12～15ページにより説明)

議長 説明は終わりました。ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

——ないようですので、次に進みます。

続きまして、「報告事項(5) 令和6年度保健事業の実施状況について」事務局から説明をお願いします。

吉田保健師 (資料16～19ページにより説明)

議長 説明は終わりました。ご質問はございますか。

——ないようですので、次に進みます。

続きまして、「3 その他」に入ります。全体を通して、委員の皆様からご意見はございますか。

——ないようですので、事務局からお願ひします。

保険医療課長 はい。今後のスケジュールについてご案内いたします。

本運営協議会は例年2回開催ですが、今年度は国民健康保険税の引き上げに関して審議をお願いするため、3回開催といたします。

10月の運営協議会で諮問し、2月に答申をいただく予定です。次回は10月16日（木）午後1時30分から、役場1階101会議室で開催予定ですので、ご出席をお願いいたします。

議長 以上で本日の議事はすべて終了しました。委員の皆様には慎重審議

をいただき、ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

健康福祉部長 ありがとうございました。これをもちまして、幸田町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(閉会 午後3時)

幸田町国民健康保険運営協議会規則第11条第2項の規定により、ここに署名します。

令和7年9月16日

会長 (原本に署名)

被保険者代表 (原本に署名)